

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４５条の２の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

令和元年１０月１日

奈良県収用委員会会長 福 井 英 之

- 1 起業者の名称
大和郡山市
- 2 事業の種類
大和都市計画道路事業３・４・３０５号城廻り線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 奈良県大和郡山市野垣内町地内

地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
８番７	宅地	宅地	49.98	58.85	58.85

- 4 土地所有者の氏名
今西 康益
藤原 啓子
山口 裕康
山口 達裕
山口 章子
村上 良枝
池条 年弘
佐伯 裕加
小角 加代
山口 光子
山口 宏嘉
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年 9 月 2 0 日